



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年3月24日火曜日 第2050号外2

◇ 目 次 ◇

愛媛県執務時間規則等の一部を改正する規則.....	1
住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則.....	2
都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則等の一部を改正する規則.....	4
愛媛県統計調査条例施行規則.....	6
愛媛県レントゲン自動車使用料規則を廃止する規則.....	10

告 示

知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務の一部改正.....	10
-----------------------------------	----

訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令.....	10
愛媛県統計調査事務取扱規程.....	15

公安委員会規則

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則.....	18
---------------------------------------------------------------------	----

規 則

○愛媛県規則第12号

愛媛県執務時間規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県執務時間規則等の一部を改正する規則

（愛媛県執務時間規則の一部改正）

第1条 愛媛県執務時間規則（平成元年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>（執務時間）</p> <p>第2条 県の執務時間は、愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>愛媛県農林水産研究所林業研究センター</td></tr> </table>	省略	愛媛県農林水産研究所林業研究センター	<p>（執務時間）</p> <p>第2条 県の執務時間は、愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日を除き、午前8時30分から午後5時30分までとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>愛媛県林業技術センター</td></tr> </table>	省略	愛媛県林業技術センター
省略					
愛媛県農林水産研究所林業研究センター					
省略					
愛媛県林業技術センター					

（愛媛県農林水産研究所使用規則の一部改正）

第2条 愛媛県農林水産研究所使用規則（昭和38年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（研究所の使用時間）</p> <p>第2条 分析等の依頼時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>（研究所の使用時間）</p> <p>第2条 分析等の依頼時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。</p> <p>2 省略</p>

（愛媛県地方機関庁舎における当直勤務に関する規則の一部改正）

第3条 愛媛県地方機関庁舎における当直勤務に関する規則（昭和55年愛媛県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(当直の種類等)</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2 宿直の勤務時間は、<u>午後 5 時 15 分</u>から翌日午前 8 時 30 分までとする。</p> <p>3 日直の勤務時間は、愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）に規定する県の休日の午前 8 時 30 分から<u>午後 5 時 15 分</u>までとする。</p> <p>4・5 省略</p>	<p>(当直の種類等)</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2 宿直の勤務時間は、<u>午後 5 時 30 分</u>から翌日午前 8 時 30 分までとする。</p> <p>3 日直の勤務時間は、愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）に規定する県の休日の午前 8 時 30 分から<u>午後 5 時 30 分</u>までとする。</p> <p>4・5 省略</p>

(愛媛県産業技術研究所使用規則の一部改正)

第 4 条 愛媛県産業技術研究所使用規則（平成15年愛媛県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用時間)</p> <p>第 2 条 研究所の使用時間は、午前 8 時 30 分から<u>午後 5 時 15 分</u>までとする。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(使用時間)</p> <p>第 2 条 研究所の使用時間は、午前 8 時 30 分から<u>午後 5 時 30 分</u>までとする。</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

この規則は、平成21年 4月 1 日から施行する。

○愛媛県規則第13号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年愛媛県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）及び住民基本台帳法施行条例（平成14年愛媛県条例第38号。以下「<u>条例</u>」という。）に定めるもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「<u>法</u>」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 5 条 省略</p> <p><u>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</u></p> <p>第 6 条 条例第 4 条の保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供方法は、<u>電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年 6月総務省告示第334号）に定めるところにより、電気通信回線を通じて電子計算機に送信する方法とする。</u></p> <p><u>(本人確認情報を利用することができる事務)</u></p> <p>第 7 条 条例別表第 1 の各項に掲げる事務であって規則で定めるものは、<u>別表第 1 に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(本人確認情報を提供する事務)</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）及び住民基本台帳法施行条例（平成14年愛媛県条例第38号 _____）に定めるもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「<u>法</u>」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 5 条 省略</p>

第8条 条例別表第2に掲げる事務であって規則で定めるものは、
別表第2に掲げるとおりとする。

別表第1（第7条関係）

<p>1 条例別表第1 1の項の規則 で定める事務</p>	<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号） による児童扶養手当の支払を受けた者又 はその相続人の生存の事実又は氏名若し くは住所の確認</p>
<p>2 条例別表第1 2の項の規則 で定める事務</p>	<p>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129 号）による母子福祉資金貸付金又は寡婦 福祉資金貸付金の貸付けを受けた者、そ の連帯借主若しくは連帯保証人又はこれ らの相続人の生存の事実又は氏名若しく は住所の確認</p>
<p>3 条例別表第1 3の項の規則 で定める事務</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法 律施行規則（平成7年厚生省令第33号） 第41条（同省令第46条、第50条、第54 条、第63条第1項及び第70条第1項にお いて準用する場合を含む。）の届出の受 理又はその届出に係る事実についての審 査</p>
<p>4 条例別表第1 4の項の規則 で定める事務</p>	<p>(1) 給付の請求の受理、その請求に係る 事実についての審査又はその請求に対 する応答 (2) 給付を受ける権利に係る申出若しく は届出の受理又はその申出若しくは届 出に係る事実についての審査 (3) 給付を受ける権利を有する者又は給 付の額の加算の原因となる者の生存の 事実又は氏名若しくは住所の変更の事 実の確認</p>
<p>5 条例別表第1 5の項の規則 で定める事務</p>	<p>愛媛県奨学資金貸与条例（昭和36年愛媛 県条例第6号）による奨学金の貸与を受 けた者若しくはその連帯保証人又はこれ らの相続人の生存の事実又は氏名若しく は住所の確認</p>
<p>6 条例別表第1 6の項の規則 で定める事務</p>	<p>愛媛県公営企業の設置等に関する条例 （昭和41年愛媛県条例第37号）による県 立病院の料金に係る県立病院を使用した 者若しくはその連帯保証人又はこれらの 相続人の生存の事実又は氏名若しくは住 所の確認</p>
<p>7 条例別表第1 7の項の規則 で定める事務</p>	<p>(1) 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例 （昭和45年愛媛県条例第19号）第5条 第1項の承認の申請の受理、その申請 に係る事実についての審査又はその申 請に対する応答 (2) 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例 第19条第3項（第2号に係る部分に限 る。）又は第4項の届出の受理又はそ の届出に係る事実についての審査</p>

別表第2（第8条関係）

条例別表第2 監査 委員の項の規則で 定める事務	地方自治法（昭和22年法律第67号）第242 条第1項の請求の受理、その請求に係る 事実についての審査又はその請求に対す る応答
--------------------------------	---------------------------------------------------------------------------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

（愛媛県恩給給与規則の一部改正）

2 愛媛県恩給給与規則（昭和32年愛媛県規則第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（受給権存否の調査） 第38条 省略 2 受給者が県内に住所を有する場合又は前項第3号の規定により 恩給を受ける者の戸籍謄本を添付することとなる場合において は、同項第1号の書類は、添付することを要しない。 3 省略	（受給権存否の調査） 第38条 省略 2 _____前項第3号の規定により 恩給を受ける者の戸籍謄本を添付することとなる場合において は、同項第1号の書類は、添付することを要しない。 3 省略

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部改正）

3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則（平成12年愛媛県規則第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
様式第6号（第2条関係） 死亡届 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td> 注意 次に掲げる書類を添付してください。 (1) 死亡を証する書類（ただし、<u>死亡した被爆者の最後の 住所地が県内の場合又は当該書類を葬祭料支給申請書に 添付している場合は、省略できます。</u>） (2)～(4) 省略 </td> </tr> <tr> <td>注 省略</td> </tr> </table>	省略	注意 次に掲げる書類を添付してください。 (1) 死亡を証する書類（ただし、 <u>死亡した被爆者の最後の 住所地が県内の場合又は当該書類を葬祭料支給申請書に 添付している場合は、省略できます。</u> ） (2)～(4) 省略	注 省略	様式第6号（第2条関係） 死亡届 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td> 注意 次に掲げる書類を添付してください。 (1) 死亡を証する書類（ただし、 _____ _____葬祭料支給申請書に 添付している場合は、省略できます。） (2)～(4) 省略 </td> </tr> <tr> <td>注 省略</td> </tr> </table>	省略	注意 次に掲げる書類を添付してください。 (1) 死亡を証する書類（ただし、 _____ _____葬祭料支給申請書に 添付している場合は、省略できます。） (2)～(4) 省略	注 省略
省略							
注意 次に掲げる書類を添付してください。 (1) 死亡を証する書類（ただし、 <u>死亡した被爆者の最後の 住所地が県内の場合又は当該書類を葬祭料支給申請書に 添付している場合は、省略できます。</u> ） (2)～(4) 省略							
注 省略							
省略							
注意 次に掲げる書類を添付してください。 (1) 死亡を証する書類（ただし、 _____ _____葬祭料支給申請書に 添付している場合は、省略できます。） (2)～(4) 省略							
注 省略							

○愛媛県規則第14号

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則等の一部を改正する規則

（都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部改正）

第1条 都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則（昭和46年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（建築等に係る協議の申出等） 第8条の2 法第43条第3項の規定により知事と協議しようとする 者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工 作物の新設の協議書（様式第8号の3）に、前条各号に掲げる図 書を添付して知事に提出しなければならない。 （書類の提出）	（建築等に係る協議の申出等） 第8条の2 法43条第3項 の規定により知事と協議しようとする 者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工 作物の新設の協議書（様式第8号の3）に、前条各号に掲げる図 書を添付して知事に提出しなければならない。 （書類の提出）

第15条 省略

2 省略

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づく条例（当該条例の規定に基づく規則を含む。）の規定により今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市が法及びこの規則に基づく事務を処理することとされる場合においては、第1項の規定は、適用しない。この場合において、法、省令及びこの規則により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

第15条 省略

2 省略

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づく条例（当該条例の規定に基づく規則を含む。）の規定により今治市、宇和島市、新居浜市、西条市及び大洲市 _____ が法及びこの規則に基づく事務を処理することとされる場合においては、第1項の規定は、適用しない。この場合において、法、省令及びこの規則により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

（温泉法施行細則の一部改正）

第2条 温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（申請書等の経由）</p> <p>第31条 法、省令又はこの規則により知事に提出する申請書、届出書及び書面 _____ は、土地の掘削、増掘若しくは動力の装置若しくは温泉の採取に係る土地の所在地又は温泉利用施設若しくは温泉成分分析機関の事務所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。</p>	<p>（申請書等の経由）</p> <p>第31条 法、省令又はこの規則により知事に提出する申請書、届出書及び書面（以下「申請書等」という。）は、土地の掘削、増掘若しくは動力の装置若しくは温泉の採取に係る土地の所在地又は温泉利用施設若しくは温泉成分分析機関の事務所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、当該土地の所在地が松山市の区域内である場合にあっては、法第7条の2第1項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条の2第1項、第14条の3第1項、第14条の4第1項、第14条の5第1項、第14条の6第2項、第14条の7第1項及び第14条の8第1項の規定により知事に提出する申請書等は、直接提出しなければならない。</p>

（愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

第3条 愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年愛媛県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1～3 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 特例条例別表 8の項第4号に規定する温泉法（昭和23年法律第125号）の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</td> <td>温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) 省略 (9) 規則第32条の規定に基づく現地調査（温泉法第3条第1項、<u>第7条の2第1項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第11条第1項、第14条の2第1項及び第14条の7第1項の許可の申請並びに同法第19条第1項の登録の申請に係るものに限る。</u>）に関する事務</td> </tr> <tr> <td>4の2～6 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 削除</td> <td></td> </tr> </table>	1～3 省略		4 特例条例別表 8の項第4号に規定する温泉法（昭和23年法律第125号）の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) 省略 (9) 規則第32条の規定に基づく現地調査（温泉法第3条第1項、 <u>第7条の2第1項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）</u> 、 <u>第11条第1項、第14条の2第1項及び第14条の7第1項の許可の申請並びに同法第19条第1項の登録の申請に係るものに限る。</u> ）に関する事務	4の2～6 省略		7 削除		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1～3 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 特例条例別表 8の項第4号に規定する温泉法（昭和23年法律第125号）の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</td> <td>温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) 省略 (9) 規則第32条の規定に基づく現地調査（温泉法第3条第1項及び<u>第11条第1項</u> _____ _____の許可の申請並びに同法第19条第1項の登録の申請に係るものに限る。）に関する事務</td> </tr> <tr> <td>4の2～6 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 特例条例別表 32の項第5号に</td> <td>租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則（以下この項において</td> </tr> </table>	1～3 省略		4 特例条例別表 8の項第4号に規定する温泉法（昭和23年法律第125号）の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) 省略 (9) 規則第32条の規定に基づく現地調査（温泉法第3条第1項及び <u>第11条第1項</u> _____ _____の許可の申請並びに同法第19条第1項の登録の申請に係るものに限る。）に関する事務	4の2～6 省略		7 特例条例別表 32の項第5号に	租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則（以下この項において
1～3 省略																	
4 特例条例別表 8の項第4号に規定する温泉法（昭和23年法律第125号）の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) 省略 (9) 規則第32条の規定に基づく現地調査（温泉法第3条第1項、 <u>第7条の2第1項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）</u> 、 <u>第11条第1項、第14条の2第1項及び第14条の7第1項の許可の申請並びに同法第19条第1項の登録の申請に係るものに限る。</u> ）に関する事務																
4の2～6 省略																	
7 削除																	
1～3 省略																	
4 特例条例別表 8の項第4号に規定する温泉法（昭和23年法律第125号）の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) 省略 (9) 規則第32条の規定に基づく現地調査（温泉法第3条第1項及び <u>第11条第1項</u> _____ _____の許可の申請並びに同法第19条第1項の登録の申請に係るものに限る。）に関する事務																
4の2～6 省略																	
7 特例条例別表 32の項第5号に	租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則（以下この項において																

		規定する租税特別措置法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第7条の規定に基づく工事の廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (2) 規則第8条の規定に基づく地位の承継の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務
8 ~ 20 省略		8 ~ 20 省略	

(租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部改正)

第4条 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則(平成12年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(申請書等の提出) 第11条 省略 2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づく条例(当該条例の規定に基づく規則を含む。)の規定により法及びこの規則に基づく事務を市町が処理することとされる場合における前項の規定の適用については、同項中「副本2部」とあるのは、「副本1部」とする。	(申請書等の提出) 第11条 省略 2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づく条例(当該条例の規定に基づく規則を含む。)の規定により法及びこの規則に基づく事務を市が処理することとされる場合における前項の規定の適用については、同項中「副本2部」とあるのは、「副本1部」とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第15号

愛媛県統計調査条例施行規則を次のように定める。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県統計調査条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(県基幹統計調査の指定基準)

第3条 条例第2条第2項の規定による県基幹統計調査の指定は、次の各号のいずれかに該当する調査について行うものとする。

- (1) 県の基本政策の策定、重要な計画の決定等に係る基礎資料を得るための調査
- (2) 県内全域を対象とする人口、世帯、事業所、団体等に関する全数調査
- (3) その他県勢の実態を把握するため、知事が特に県基幹統計調査として行う必要を認める調査

(県基幹統計調査であること等の明示)

第4条 知事は、県基幹統計調査を行うに当たっては、その報告を求める者に対し、当該調査が県基幹統計調査に該当することを示す事実並びに当該調査について条例第4条及び第6条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならない。

(統計調査員証)

第5条 統計調査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項の身分を示す証明書は、統計調査員証(様式第1号)によるものとする。

(立入検査証)

第6条 条例第6条第2項の身分を示す証明書は、立入検査証(様式第2号)によるものとする。

(調査票情報の提供を受けることができる者)

第7条 条例第10条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）
- (2) 統計法施行令（平成20年政令第 334 号）第 1 条に規定する法人
- (3) 統計法施行規則（平成20年総務省令第 145 号）第 8 条に規定する者
（調査票情報の提供を受けすることができる統計の作成等）

第 8 条 条例第10条第 2 号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- (1) 国の行政機関、地方公共団体又は前条各号に掲げる者（以下「公的機関」という。）が、公的機関以外の者に委託し、又は公的機関以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- (2) その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- (3) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係) 統計調査員証

(表)

写 真	第 号	<p>統 計 調 査 員 証</p> <p>県基幹統計調査の名称</p> <p>氏 名</p> <p>上記の者は、上記の県基幹統計調査に従事する統計調査員であることを証明する。</p> <p>任命期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛媛県知事 印</p>
-----	-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(裏)

統 計 法(平成19年法律第53号)〔抜粋〕

(守秘義務)

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

(1) 省略

(2) 第39条第 1 項第 2 号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

(3)~(6) 省略

第 7 章 罰 則

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 省略

(2) 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

(3) 省略

2 省略

愛媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号)〔抜粋〕

(報告義務)

第 4 条 知事等は、県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第 1 項の規定により報告を求められた者が、未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(統計調査員)

第 5 条 知事等は、県基幹統計調査を行うために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、調査票の配布、取集その他県基幹統計調査に関する事務に従事する。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 7 とすること。

様式第 2 号 (第 6 条関係) 立入検査証

(表)

写 真	第 号
	立 入 検 査 証
	県基幹統計調査の名称 所 属 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日
	上記の者は、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第6条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。
	有効期限 年 月 日
	年 月 日
	愛媛県知事 印

(裏)

愛媛県統計調査条例（抜粋）

（立入検査等）

第6条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 省略

(2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 7 とすること。

○愛媛県規則第16号

愛媛県レントゲン自動車使用料規則を廃止する規則を次のように定める。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県レントゲン自動車使用料規則を廃止する規則

愛媛県レントゲン自動車使用料規則（昭和33年愛媛県規則第42号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 419 号

知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務（昭和31年 4月愛媛県告示第 238 号）の一部を次のように改正し、平成21年 4月 1日から施行する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第84条第1項ただし書及び証明事務等に係る手数料条例（昭和31年愛媛県条例第20号）第5条の知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務は、次の各号に掲げる証明事務とする。</p> <p>(1)～(14) 省略</p>	<p>証明事務等に係る手数料条例（昭和31年愛媛県条例第20号）第5条の知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務は、次の各号に掲げる証明事務とする。</p> <p>(1)～(14) 省略</p>

訓 令

○愛媛県訓令第 2 号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

第 1 条 愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（休暇等）</p> <p>第37条 職員は、次の各号に掲げる休暇を得ようとするとき又は欠勤をするときは、それぞれ当該各号に掲げる簿冊に所要事項を記入し、あらかじめ所属長に提出し、又はその承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 年次有給休暇 年次有給休暇簿（様式第 2 号）</p> <p>(2) 年次有給休暇以外の休暇 休暇簿（年次有給休暇以外）（様式第 3 号）</p> <p>(3) _____ 欠勤 欠勤簿（様式第 4 号）</p> <p>2 省略</p> <p>（転地療養及び証人、鑑定人等としての出頭）</p> <p>第40条 転地療養のため県内を離れようとする者は、第36条の承認を受ける際、転地療養届（様式第 5 号）を、医師の診断書を添えて、提出しなければならない。</p>	<p>（休暇等）</p> <p>第37条 職員は、次の各号に掲げる休暇を得ようとするとき又は欠勤をするときは、それぞれ当該各号に掲げる簿冊に所要事項を記入し、あらかじめ所属長に提出し、又はその承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 年次有給休暇 年次休暇簿 _____（様式第 2 号）</p> <p>(2) 負傷又は病気のための有給休暇 病気休暇簿（様式第 3 号）</p> <p>(3) その他の有給休暇 特別休暇簿（様式第 4 号）</p> <p>(4) 有給休暇以外の欠勤 欠勤簿（様式第 5 号）</p> <p>2 省略</p> <p>（転地療養及び証人、鑑定人等としての出頭）</p> <p>第40条 転地療養のため県内を離れようとする者は、第36条の承認を受ける際、転地療養届（様式第 6 号）を、医師の診断書を添えて、提出しなければならない。</p>

2 省略

(新任者の届書類)

第41条 新たに任用された者は、着任後1週間以内に履歴書(様式第6号)及び住所届(様式第7号)を所属長を経て人事課長に提出しなければならない。

2 省略

(新任者の届書類)

第41条 新たに任用された者は、着任後1週間以内に履歴書(様式第7号)及び住所届(様式第8号)を所属長を経て人事課長に提出しなければならない。

第2条 愛媛県処務細則の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

年

年次有給休暇簿

所属	氏名
----	----

年次休暇の日数 日 時間 分（前年からの繰越し日数 日 時間 分・本年分の日数 日）

既に受けた休暇日数	期 間					本人印	請求月日	所属長の印	備考
日	月	日	時	分から	日		月 日		
時間					時間				
分	月	日	時	分まで	分				
日	月	日	時	分から	日		月 日		
時間					時間				
分	月	日	時	分まで	分				
日	月	日	時	分から	日		月 日		
時間					時間				
分	月	日	時	分まで	分				
日	月	日	時	分から	日		月 日		
時間					時間				
分	月	日	時	分まで	分				
日	月	日	時	分から	日		月 日		
時間					時間				
分	月	日	時	分まで	分				

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 印の欄は、職員が記入し、又は押印すること。

年

休 暇 簿
（年次有給休暇以外）

所属	氏名
----	----

休暇の種類	既に受けた 休暇の日数	期 間		理 由	本人印	請求 (申出) 月 日	承認の 可 否	所属長 の 印	備 考
病気	日 時間	月 日 時 分から	日 時間			月 日	承認		
特別	分	月 日 時 分まで	分				不承認		
病気	日 時間	月 日 時 分から	日 時間			月 日	承認		
特別	分	月 日 時 分まで	分				不承認		
病気	日 時間	月 日 時 分から	日 時間			月 日	承認		
特別	分	月 日 時 分まで	分				不承認		
病気	日 時間	月 日 時 分から	日 時間			月 日	承認		
特別	分	月 日 時 分まで	分				不承認		
病気	日 時間	月 日 時 分から	日 時間			月 日	承認		
特別	分	月 日 時 分まで	分				不承認		

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 印の欄は、職員が記入し、又は押印すること。
 3 「理由」欄には、病気休暇を取得する場合は病名等を、その他の休暇を取得する場合は取得事由を記載すること。

年

欠 勤 簿

所属	氏名
----	----

期 間		本人印	申出月日	理 由	所属長の印	備 考
月 日 時 分から	日 時間		月 日			
月 日 時 分まで	分					
月 日 時 分から	日 時間		月 日			
月 日 時 分まで	分					
月 日 時 分から	日 時間		月 日			
月 日 時 分まで	分					
月 日 時 分から	日 時間		月 日			
月 日 時 分まで	分					
月 日 時 分から	日 時間		月 日			
月 日 時 分まで	分					
月 日 時 分から	日 時間		月 日			
月 日 時 分まで	分					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 印の欄は、職員が記入し、又は押印すること。

様式第5号を削る。

第3条 愛媛県処務細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第5号 省略</p> <p>様式第6号 省略</p> <p>様式第7号 (第41条関係) 住所届</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>省略</p> <p>住 所 _____ 持家 _____ 賃貸 _____</p> <p>連絡方法 _____ 電話番号 _____ 番(_____ 方呼出し)</p> </div>	<p>様式第6号 省略</p> <p>様式第7号 省略</p> <p>様式第8号 (第41条関係) 住所届</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>省略</p> <p>住 所 _____</p> <p>連絡方法 _____ 電話番号 _____ 番(_____ 方呼出し)</p> </div>

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

○愛媛県訓令第3号

庁 中 一 般

愛媛県統計調査事務取扱規程を次のように定める。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県統計調査事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、愛媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号。以下「条例」という。)及び愛媛県統計調査条例施行規則(平成21年愛媛県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、県統計調査に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この訓令で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(県統計調査の協議)

第3条 主務課長(室長を含む。以下同じ。)は、県統計調査を行おうとするときは、次に掲げる事項について統計主管課長に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 調査の名称及び目的
- (2) 調査対象の範囲
- (3) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (4) 報告を求める者
- (5) 報告を求めるために用いる方法
- (6) 報告を求める期間
- (7) その他必要な事項

2 統計主管課長は、前項の規定による協議に係る県統計調査について、特に必要と認めるときは、その変更又は中止についての意見を主務課長に述べることができる。

3 統計主管課長は、第1項の規定による協議が終了したときは、速やかに、統計法(平成19年法律第53号)第24条第1項の規定による届出をしなければならない。

(県基幹統計調査の指定に係る手続)

第4条 主務部長(出納局長を含む。以下同じ。)は、県統計調査について県基幹統計調査の指定を受けようとするときは、前条第1項各号に掲げる事項及び指定の必要性に関する事項を記載した書面により統計主管部長に申請しなければならない。

2 統計主管部長は、前項の規定による申請を受けたときは、規則第3条に定めるところにより、その適否を審査し、指定に必要な手続をとらなければならない。

3 主務部長は、県基幹統計調査の指定の解除を受けようとするときは、統計主管部長にその旨を届け出なければならない。

(告示に関する事務)

第5条 条例第3条第1項の規定による県基幹統計調査の指定又は指定の解除の告示に関する事務は、統計主管課長が行うものとする。

2 条例第3条第2項の規定による告示に関する事務は、県統計調査を行う主務課長が行うものとする。

(結果の通知)

第6条 主務課長は、条例第8条の規定により県統計調査の結果を公表したときは、速やかにその旨及び結果を統計主管課長に通知しなけ

ればならない。

(統計調査台帳)

第7条 統計主管課長は、実施する県統計調査の名称、目的その他の必要な事項を統計調査台帳(別記様式)に掲載しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 2 愛媛県庁内統計調査事務調整規程(昭和32年愛媛県訓令第20号)は、廃止する。

統 計 調 査 台 帳								
年 度	調 査 の 名 称	調 査 の 目 的	調 査 対 象 の 範 囲	報 告 を 求 め る 事 項 基準となる期日又は期間	報 告 を 求 め る 者	報 告 を 求 め る ために用いる方法	報 告 を 求 め る 期 間	そ の 他 必要事項

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 3月24日

愛媛県公安委員会委員長 木 綱 俊 三

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則(平成13年愛媛県公安委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>(愛媛県松山南警察署の管轄区域)</p> <p>第2条 条例別表愛媛県松山南警察署の項公安委員会規則で定める区域は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>松山市のうち土居町、今在家町、今在家一～四丁目、<u>北土居一～五丁目</u>、<u>越智一～三丁目</u>_____、北井門一～五丁目_____、居相一～六丁目、星岡町、星岡一～五丁目_____、東石井一～七丁目、西石井一～六丁目、古川北一～四丁目、古川南一～三丁目、古川西一～三丁目、天山町、天山一～三丁目、朝生田町一～七丁目、和泉北四丁目、和泉南一～六丁目、市坪南一～三丁目、市坪北一・二丁目、市坪西町、南久米町、北久米町、福音寺町、来住町、南土居町、高井町、久米窪田町、鷹子町、井門町、南高井町、森松町、小野町、北梅本町、南梅本町、水泥町、平井町、東方町、津吉町、中野町、大橋町、小村町、上川原町、上野町、西野町、恵原町、浄瑠璃町、久谷町、窪野町</td> </tr> </table>	松山市のうち土居町、今在家町、今在家一～四丁目、 <u>北土居一～五丁目</u> 、 <u>越智一～三丁目</u> _____、北井門一～五丁目_____、居相一～六丁目、星岡町、星岡一～五丁目_____、東石井一～七丁目、西石井一～六丁目、古川北一～四丁目、古川南一～三丁目、古川西一～三丁目、天山町、天山一～三丁目、朝生田町一～七丁目、和泉北四丁目、和泉南一～六丁目、市坪南一～三丁目、市坪北一・二丁目、市坪西町、南久米町、北久米町、福音寺町、来住町、南土居町、高井町、久米窪田町、鷹子町、井門町、南高井町、森松町、小野町、北梅本町、南梅本町、水泥町、平井町、東方町、津吉町、中野町、大橋町、小村町、上川原町、上野町、西野町、恵原町、浄瑠璃町、久谷町、窪野町	<p>(愛媛県松山南警察署の管轄区域)</p> <p>第2条 条例別表愛媛県松山南警察署の項公安委員会規則で定める区域は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>松山市のうち土居町、今在家町、今在家一～四丁目、<u>北土居町</u>、<u>越智町</u>、<u>越智一～三丁目</u>、<u>北井門町</u>、北井門一～五丁目、<u>居相町</u>、居相一～六丁目、星岡町、星岡一～五丁目、<u>東石井町</u>、東石井一～七丁目、西石井一～六丁目、古川北一～四丁目、古川南一～三丁目、古川西一～三丁目、天山町、天山一～三丁目、朝生田町一～七丁目、和泉北四丁目、和泉南一～六丁目、市坪南一～三丁目、市坪北一・二丁目、市坪西町、南久米町、北久米町、福音寺町、来住町、南土居町、高井町、久米窪田町、鷹子町、井門町、南高井町、森松町、小野町、北梅本町、南梅本町、水泥町、平井町、東方町、津吉町、中野町、大橋町、小村町、上川原町、上野町、西野町、恵原町、浄瑠璃町、久谷町、窪野町</td> </tr> </table>	松山市のうち土居町、今在家町、今在家一～四丁目、 <u>北土居町</u> 、 <u>越智町</u> 、 <u>越智一～三丁目</u> 、 <u>北井門町</u> 、北井門一～五丁目、 <u>居相町</u> 、居相一～六丁目、星岡町、星岡一～五丁目、 <u>東石井町</u> 、東石井一～七丁目、西石井一～六丁目、古川北一～四丁目、古川南一～三丁目、古川西一～三丁目、天山町、天山一～三丁目、朝生田町一～七丁目、和泉北四丁目、和泉南一～六丁目、市坪南一～三丁目、市坪北一・二丁目、市坪西町、南久米町、北久米町、福音寺町、来住町、南土居町、高井町、久米窪田町、鷹子町、井門町、南高井町、森松町、小野町、北梅本町、南梅本町、水泥町、平井町、東方町、津吉町、中野町、大橋町、小村町、上川原町、上野町、西野町、恵原町、浄瑠璃町、久谷町、窪野町
松山市のうち土居町、今在家町、今在家一～四丁目、 <u>北土居一～五丁目</u> 、 <u>越智一～三丁目</u> _____、北井門一～五丁目_____、居相一～六丁目、星岡町、星岡一～五丁目_____、東石井一～七丁目、西石井一～六丁目、古川北一～四丁目、古川南一～三丁目、古川西一～三丁目、天山町、天山一～三丁目、朝生田町一～七丁目、和泉北四丁目、和泉南一～六丁目、市坪南一～三丁目、市坪北一・二丁目、市坪西町、南久米町、北久米町、福音寺町、来住町、南土居町、高井町、久米窪田町、鷹子町、井門町、南高井町、森松町、小野町、北梅本町、南梅本町、水泥町、平井町、東方町、津吉町、中野町、大橋町、小村町、上川原町、上野町、西野町、恵原町、浄瑠璃町、久谷町、窪野町			
松山市のうち土居町、今在家町、今在家一～四丁目、 <u>北土居町</u> 、 <u>越智町</u> 、 <u>越智一～三丁目</u> 、 <u>北井門町</u> 、北井門一～五丁目、 <u>居相町</u> 、居相一～六丁目、星岡町、星岡一～五丁目、 <u>東石井町</u> 、東石井一～七丁目、西石井一～六丁目、古川北一～四丁目、古川南一～三丁目、古川西一～三丁目、天山町、天山一～三丁目、朝生田町一～七丁目、和泉北四丁目、和泉南一～六丁目、市坪南一～三丁目、市坪北一・二丁目、市坪西町、南久米町、北久米町、福音寺町、来住町、南土居町、高井町、久米窪田町、鷹子町、井門町、南高井町、森松町、小野町、北梅本町、南梅本町、水泥町、平井町、東方町、津吉町、中野町、大橋町、小村町、上川原町、上野町、西野町、恵原町、浄瑠璃町、久谷町、窪野町			

(愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則(昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表第1(第1条関係)</p> <p>交番、駐在所及び署所在地</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 松山南警察署</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石井交番</td> <td>松山市居相四丁目</td> <td>松山市のうち土居町、今在家町、今在家一～四丁目、<u>北土居一～五丁目</u>、<u>越智一～三丁目</u>_____、北井門一～五丁目_____、居相一～六丁目、星岡町、星岡一～五丁目_____、東石井一～七丁目、西石井一～六丁目、古川南一丁目(樫の宮団地の区域に限る。)</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(10)～(16) 省略</p>	名 称	位 置	所 管 区	石井交番	松山市居相四丁目	松山市のうち土居町、今在家町、今在家一～四丁目、 <u>北土居一～五丁目</u> 、 <u>越智一～三丁目</u> _____、北井門一～五丁目_____、居相一～六丁目、星岡町、星岡一～五丁目_____、東石井一～七丁目、西石井一～六丁目、古川南一丁目(樫の宮団地の区域に限る。)	省略			<p>別表第1(第1条関係)</p> <p>交番、駐在所及び署所在地</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 松山南警察署</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石井交番</td> <td>松山市居相四丁目</td> <td>松山市のうち土居町、今在家町、今在家一～四丁目、<u>北土居町</u>、<u>越智町</u>、<u>越智一～三丁目</u>、<u>北井門町</u>、北井門一～五丁目、<u>居相町</u>、居相一～六丁目、星岡町、星岡一～五丁目、<u>東石井町</u>、東石井一～七丁目、西石井一～六丁目、古川南一丁目(樫の宮団地の区域に限る。)</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(10)～(16) 省略</p>	名 称	位 置	所 管 区	石井交番	松山市居相四丁目	松山市のうち土居町、今在家町、今在家一～四丁目、 <u>北土居町</u> 、 <u>越智町</u> 、 <u>越智一～三丁目</u> 、 <u>北井門町</u> 、北井門一～五丁目、 <u>居相町</u> 、居相一～六丁目、星岡町、星岡一～五丁目、 <u>東石井町</u> 、東石井一～七丁目、西石井一～六丁目、古川南一丁目(樫の宮団地の区域に限る。)	省略		
名 称	位 置	所 管 区																	
石井交番	松山市居相四丁目	松山市のうち土居町、今在家町、今在家一～四丁目、 <u>北土居一～五丁目</u> 、 <u>越智一～三丁目</u> _____、北井門一～五丁目_____、居相一～六丁目、星岡町、星岡一～五丁目_____、東石井一～七丁目、西石井一～六丁目、古川南一丁目(樫の宮団地の区域に限る。)																	
省略																			
名 称	位 置	所 管 区																	
石井交番	松山市居相四丁目	松山市のうち土居町、今在家町、今在家一～四丁目、 <u>北土居町</u> 、 <u>越智町</u> 、 <u>越智一～三丁目</u> 、 <u>北井門町</u> 、北井門一～五丁目、 <u>居相町</u> 、居相一～六丁目、星岡町、星岡一～五丁目、 <u>東石井町</u> 、東石井一～七丁目、西石井一～六丁目、古川南一丁目(樫の宮団地の区域に限る。)																	
省略																			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。